

「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂 (改訂方針と改訂内容一覧)

令和5年12月

経済産業省知的財産政策室

1. 「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂方針

<改訂の基本方針>

- 直近改訂（令和4年5月）以降の社会経済情勢の変化・関係法令の進展等を踏まえて改訂を検討。
- 一方、啓発資料として産業界・関係団体に行き渡っていることから、構成・基本的内容については、現行版を踏襲しつつ、以下の観点等を踏まえて、ハンドブックの内容を補強・追記する方針で改訂を進める。

□ 関連する「法制度の見直し・ガイドラインの改訂」に伴う修正

- 直近改訂以降の進展、例えば、「法制度の見直し」に伴う修正として、令和5年の不競法改正で見直された①「限定提供データ」の保護範囲、②使用等の推定規定の拡充、③国際的な営業秘密侵害に係る手続等に関する記載を追加するほか、この間に発出された「各種ガイドライン」（例：「水産分野における優良系統の保護等に関するガイドライン」・「養殖業における営業秘密の保護ガイドライン」（水産庁））等を反映。

□ 営業秘密・秘密情報を取りまく「環境の変化」に伴う修正

- A Iの利活用が進展などの環境変化に合わせて、意図しない情報漏えいインシデントを防ぐ上での留意点・流出リスクについて記載の見直しを図る。
- 海外への重要な技術情報の流出への懸念が高まっている中、外国から日本企業が保有する秘密情報が狙われるリスクについて、過去の漏えい事件を踏まえ、啓発コラムの見直しを図る。

□ 巻末の「参考資料」の修正

- 関連情報・参考情報として巻末に添付されている「参考資料」について、直近の情報に対応して所要の修正・更新。 等

(参考)「秘密情報の保護ハンドブック」の位置づけ・「営業秘密管理指針」との関係

- 「営業秘密管理指針」は、不正競争防止法により「営業秘密」として法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示すもの。 (平成15年1月策定、27年1月全面改定、31年1月最終改訂)
- 「秘密情報の保護ハンドブック」は、企業が保有する「秘密情報」について、法的保護レベルを超えて、情報漏えい対策として有効と考えられる対策や推奨される包括的対策等を包括的に紹介するもの。 (平成28年2月策定、令和4年5月改訂)

営業秘密管理指針について

- 法的保護を受けるために必要となる**最低限の水準の対策**を示すものとして平成27年1月に策定。
- その後、第四次産業革命を背景とした情報活用形態の多様化を踏まえて**平成31年1月に改訂**※。

※ 外部クラウドを利用して営業秘密を保管・管理する場合も、秘密として管理されていれば秘密管理性が失われるわけではない旨等を追記。

秘密情報の保護ハンドブックについて

- 法的保護レベルを超えて、**情報漏えい対策として有効と考えられる対策**や、漏えい時に推奨される**包括的対策等**をできる限り収集して**包括的に紹介するもの**として平成28年に作成。
- より良い漏えい対策を講じたい企業の方々に、企業の実情に応じて対策を取捨選択したり、参考としていただけるよう、**様々な対策を網羅的に掲載**。
- 簡易版「**秘密情報の保護ハンドブックのてびき**」も公表。

秘密情報の保護ハンドブック

(漏えい防止レベル)

営業秘密管理指針

(法的保護レベル)

1章	目的及び全体構成
2章	保有する情報の把握・評価、秘密情報の決定
3章	秘密情報の分類、情報漏えい対策の選択及びそのルール化
4章	秘密情報の管理に係る社内体制のあり方
5章	他社の秘密情報に係る紛争への備え
6章	漏えい事案への対応
参考資料	各種契約書・規程等の参考例、各種相談窓口等の連絡先、営業秘密侵害罪にかかる刑事訴訟手続、競争禁止義務契約の有効性について等を掲載

2. 「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂内容一覧

章	節	項目	主な改訂内容
はじめに	—	—	■ A I を活用した新たな情報利用・創出の場面での効率的な利用と情報漏えいへの対策の両立の重要性を追加 ■ 令和 5 年不正競争防止法の改正（限定提供データの保護範囲の見直し、国際的な営業秘密侵害に関する手続の整備）に関連して、ハンドブックその他の啓発資料の見直しをする旨を追加 ■ 重要情報の例として、経済安全保障推進法のもと保全指定され特許出願の公開が留保された発明について追加
第 1 章 目的及び全 体構成	1-1 目的及び留意点等	—	（本書と営業秘密管理指針との関係） ■ （参考）コラムとして記載されていた「限定提供データ・指針と本ハンドブックとの関係」について、本文において（本書と限定提供データに関する指針との関係） として記載の位置づけを見直す （本書と限定提供データに関する指針との関係） ■ 参考から本文に記載位置づけを変更（再掲） ■ 令和 5 年改正に関連する記載（現地提供データの保護対象の見直し、限定提供データに関する指針の改訂）について内容を更新（その他の内容は、従来記載を踏襲） （秘密情報の管理の効用） ■ 「転職・独立」と追加 ■ A I を活用した情報の利活用（作成・学習の段階での利用や生成 A I の活用）を追加、解説として「（参考）「秘密情報の保護」の視点からの AI 利用」を追加及び脚注として「A I 原則実践のためのガバナンス・ガイドライン」の U R L を追加 ■ 経済安全保障推進法のもとで保全指定され、特許出願の公開が留保された発明に関する情報などの多様化について追加及び脚注として経済安全保障推進法について内閣府の H P の U R L を追加 （本書の留意点） ■ （参考）に大学・研究機関など企業以外の組織における情報管理との関係について追加
	1-2 本書の全体構成	—	■ なし
	1-3 本書の使い方	—	■ なし

章	節	項目	主な改訂内容
第2章 保有する情報の把握・ 評価、秘密情報の決定	冒頭（枠囲み）	—	■ 「法令又は契約により秘密に」を追加
	2-1 企業が保有する情報の評価	(1) 企業が保有する情報の全体像の把握	(企業が保有する情報とは) ■ 令和5年3月に水産分野、養殖業におけるガイドラインが策定・公表されたため、「物」による営業秘密の例として（F1品種の親系統となる植物に加えて）「水産物」を追加及び脚注に「養殖業を含む。」を追加
		(2) 保有する情報の評価	■ なし
	2-2 秘密情報の決定	冒頭	■ 他社へのライセンスについて趣旨の明確化の観点から脚注に「営業秘密などの権利化しないノウハウや」を追加
		(1) 秘密情報の決定に当たって考慮すべき観点のイメージ	①営業情報 ■ 契約に基づく重要情報の開示例として、「M&Aにおける交渉（事前協議を含む。）」を追加 ②技術情報 ■ 契約に基づく重要情報の開示例として、「M&Aにおける交渉（事前協議を含む。）」を追加（①同様） ■ 漏えいにより法令違反の可能性ある技術情報の例として、「経済安全保障推進法のもとで保全指定され特許出願の公開が留保された発明に関する情報」を追加 ■ 経済安全保障推進法における非公開特許に関する情報を営業秘密として管理する意義・必要性について記載を追加

章	節	項目	主な改訂内容
第3章 秘密情報の 分類、情報 漏えい対策 の選択及び のルール化	冒頭（枠囲み）	－	■ 脚注の特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会「中小企業情報セキュリティ対策促進事業」ＨＰのＵＲＬを更新、IPA「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」のＵＲＬを追加
	3-1秘密情報の分類	－	（分類に当たっての考え方） ■ ＡＩ技術を活用した情報ツールとそれに伴う漏えいリスクとして、「生成ＡＩなどの利用に際して使用（入力）を認めるべき情報か否か」を追加 ■ 枠内：上記同様箇所あり
	3-2 分類に応じた情報漏えい対策の選択	－	（対策の選択に当たっての考え方） ■ 「生成ＡＩなどの利用（生成ＡＩなどに、自社が保有している情報を入力すること）の可否」を追加 （５つの対策の目的） (2)持出し困難化 ■ 生成ＡＩをビジネスで活用する場合、外部に流出等したら困る情報は使用（入力）しないといった対応を講じることが重要な旨を追加
	3-3 秘密情報の取扱い方法等に関するルール	(1) ルール化の必要性とその方法	■ 生成ＡＩを事業・業務で利活用する際にルールを定めることが必要である旨を追加
		(2) 秘密情報の取扱い等に関する社内規程の策定	■ ＩＰＡ作成の組織における内部不正防止ガイドラインに「第５版。令和４年４月」を追加及び脚注のＵＲＬを更新
		コラム② こんなに怖い、秘密情報の漏えい	■ なし
		コラム③ 外国から狙われる企業の秘密情報	■ サイバー攻撃に関する事例１を昨今の状況を踏まえた内容に修正。 ■ その他軽微修正

章	節	項目	主な改訂内容
第3章 秘密情報の 分類、情報 漏えい対策 の選択及び のルール化	3-4 具体的な情報漏えい対 策例	(1) 従業員等に向けた対策	(従業員等とは) ■ 「従業員等」について記載を整理 ■ 大学・研究機関向け啓発の観点から、「従業員等」の対象についての注意喚起を追加 ①「接近の制御」に資する対策 ■ b. 脚注の I P A『チョコッとプラスパスワード』の U R L を更新 「多要素認証の利用・不要なアカウントの削除等により、本人認証を強化」といった点について追記 ■ c. 屋外に存在する植物等の管理方法について、農水省「農業分野における営業秘密の保護ガイドライン」の農業分野より具体的なアクセス制限の例示を抜粋・追加 ②「持出し困難化」に資する対策 ■ （冒頭）生成 A I 等を利用する際の注意点を追加 ■ c. 脚注の I P A『対策のしおりシリーズ』の U R L を削除 ■ e. 「生成 A I 等」を追加 ■ j. 脚注の参照先に「P 47」を追記 脚注の『私物端末の業務利用におけるセキュリティ要件の考え方（平成 2 5 年 3 月 各府省 情報化統括責任者（C I O）補佐官等連絡会議ワーキンググループ報告）』の U R L を更新 ③「視認性の確保」に資する対策 ■ c. 対策のための看板等の設置によるデメリットの（注意喚起を招く）可能性について追記 ■ h. 脚注の「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」の U R L を更新 ④「秘密情報に対する認識向上」に資する対策 ■ なし ⑤「信頼関係の維持・向上等」に資する対策 ■ b. 脚注の I P A『組織における内部不正防止ガイドライン』の記載ページを修正
		(2) 退職者等に向けた対策	■ なし

章	節	項目	主な改訂内容
第3章 秘密情報の 分類、情報 漏えい対策 の選択及び のルール化	3-4 具体的な情報漏えい対策例	(3) 取引先に向けた対策	（取引先とは） ■ 取引先関係者の例として、「M&A交渉（事前協議を含む。）の相手」を追加 （取引を開始する前に留意すべき点） ■ 脚注に記載されているNISC作成の『政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群』のURL等を更新 ①「接近の制御」に資する対策 ■ なし ②「持出し困難化」に資する対策 ■ なし ③「視認性の確保」に資する対策 ■ なし ④「秘密情報に対する認識向上」に資する対策 ■ d. の脚注に記載されているIPAの＜映像で知る情報セキュリティ＞のURLを更新 ⑤「信頼関係の維持・向上等」に資する対策 ■ c. 各種ガイドライン等（振興基準）の改訂に伴い、本文、脚注を修正
		(4) 外部者に向けた対策	（留意点） ■ （参考）訴訟手続きにおける情報提供の際の注意喚起を追加 ①「接近の制御」に資する対策 ■ f. 図表3（9）（10）、旧脚注47を削除し、最新の対策技術を紹介、脚注として「中小企業の情報セキュリティガイドライン」のURLを追加 ②「持出し困難化」に資する対策 ■ なし ③「視認性の確保」に資する対策 ■ b. 各種ガイドライン等（高度標的型攻撃対策に向けたシステム設計ガイド）の公開終了に伴い、脚注を削除 ④「秘密情報に対する認識向上」に資する対策 ■ なし ⑤「信頼関係の維持・向上等」に資する対策 ■ なし
		コラム④ 標的型攻撃メールってどんなもの？	■ 最新の公開情報を踏まえた記載の更新及び図表の削除
		コラム⑤ 最低限のサイバーセキュリティって？	■ 軽微修正（取組内容の変化等に伴う技術的修正）

章	節	項目	■ 主な改訂内容
第4章 秘密情報の 管理に係る 社内体制 のあり方	4-1 社内体制構築に当たっ ての基本的な考え方	—	(経営層の関与の必要性) ■ 外為法関連情報を念頭に、関連部署の例示として、「貿易・輸出管理」を追加 ■ 「生成 A I を含む新たなツールの特性を理解した上での対応（利用の可否、利用時の留意点の検討）」を追加 (事業規模が大きな企業における社内体制の具体例) ■ 外為法関連情報を念頭に、関連部署の例示として、「貿易・輸出管理」を追加 (部門横断的な組織と各部門の役割分担) ■ （点線枠囲み）秘密情報の管理のチェック・見直しについて、積極面だけでなく不要情報の廃棄についても注意喚起の観点から「廃棄すべき情報が残存しているなど」を追加 (子会社・委託先等を含めた秘密情報の管理体制の構築) ■ 令和5年改正において国際的な営業秘密侵害に関する手続（裁判管轄・第19条の2、適用範囲・第19条の3）が新設されたことを踏まえて、営業秘密の所在を問わず、日本から適正な情報の管理がなされていることは、海外での侵害行為に対しても法的保護を求める上で重要となる旨を追加
	4-2 各部門の役割分担の例	コラム⑥ 技術情報管理認証制度について	■ 書きぶりが「内部での流出防止対策」から「情報セキュリティ対策」に修正。 ■ 技術情報管理自己チェックリストを追加。
第5章 他社の秘密 情報に係る 紛争への備 え	冒頭（枠囲み）	—	■ 令和5年度改正（第5条の2）を踏まえて記載を修正
	5-1 自社情報の独自性の立証	—	■ なし
	5-2 他社の秘密情報の意図しない侵害の防止	冒頭	■ 趣旨の明確化の観点から、「自社で保有している」を追記 ■ 訴訟手続での情報提出を通じた漏えいリスクについて、注意喚起のため※で記載を追加 ■ 令和5年改正において技術上の営業秘密の不正使用に係る推定（第5条2）の適用範囲が拡充されたこと踏まえて、保有情報の適正管理の必要性を追加
		(1) 転職者の受入れ	■ （冒頭・③）令和5年改正において技術上の営業秘密の不正使用に係る推定（第5条2）の適用範囲が拡充されたこと踏まえて、警告受取後等の情報の適正取扱いの必要性を追加
		(2)～(4)	■ なし
	5-3 営業秘密侵害品に係る紛争の未然防止	—	■ なし

章	節	項目	主な改訂内容
第6章 漏えい事案 への対応	6-1 漏えいの兆候の把握及 び疑いの確認方法	(1) 漏えいの兆候の把握	■ なし
		(2) 漏えいの疑いの確認	■ なし
	6-2 初動対応	冒頭	■ 脚注の「情報漏えい発生時の対応ポイント集」を「対策のポイント」に修正
		(1) 社内調査・状況の正確な把握・ 原因究明	■ なし
		(2) 被害の検証	■ なし
		(3) 初動対応の観点	■ 脚注の「情報セキュリティ安心相談窓口」のURLを更新
		(4) 初動対応の体制	■ なし
	6-3 責任追及	冒頭	■ なし
		(1) 刑事的措置	■ 表題を整理（「的」を削除）
		(2) 民事的措置	■ 表題を整理（「的」を削除）など軽微修正 ■ 知財調停について追記
		(3) 社内処分	■ なし
	6-4 証拠の保全・収集	(1) 証拠の保全	■ なし
		(2) 証拠の収集	■ （営業秘密の記載に並べて）限定提供データに責任追求に当たっての留意点を追記

章	節	項目	主な改訂内容
参考資料	1 情報漏えい対策一覧		■ 本編修正に合わせて形式的なページ番号の修正
	2 各種契約書等の参考例		■ なし
	3 各種窓口一覧		■ 現在掲載している窓口については、基本的には引き続き掲載しつつ、時点修正や廃止窓口の削除など軽微な修正
	4 秘密情報管理に関する各種ガイドライン等について		■ 現在掲載しているガイドライン等については、引き続き掲載しつつ、時点修正など軽微な修正 ■ このほか、新たに以下を追加 ■ その他 非製造業における営業秘密管理に関連して、水産庁の「水産分野における優良系統の保護等に関するガイドライン、及び「養殖業における営業秘密の保護ガイドライン」
	5 競業避止義務契約の有効性について		■ 公表資料のURL変更など軽微な修正
	6 営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続における被害企業の対応のあり方について		■ なし

※その他、本誌のページの各箇所に記載されている「サーバー」を「サーバ」に統一するなどの軽微な修正に加え、今回の修正に伴う脚注やページ数の修正をおこなった。